

佐賀大学医学部附属病院長選考基準

令和 3年10月18日
国立大学法人佐賀大学長

佐賀大学医学部附属病院長選考規則第4条の規定に基づき、佐賀大学医学部附属病院長選考基準を以下のとおり定める。

病院長に求められる資質・能力

佐賀大学医学部附属病院長となることができる者は、以下に掲げる資質・能力等のすべての要件を満たす者とする。

1. 人格が高潔で学識に優れ、かつ、医師免許を有している者

人格が高潔で学識に優れ、地域及びグローバルな視野を持ち、医学教育、医学研究及び高度医療を担うことができる能力を有し、また、佐賀県や佐賀県医師会等と連携し、本院が佐賀県域において地域医療の中核的役割を果たす使命を達成することができる者で、かつ、医師免許を有している者

2. 医療安全確保のために必要な資質及び能力を有する者

高度かつ先端的な医療を提供する特定機能病院の管理者として必要な医療安全管理業務（※）の経験並びに医療安全を第一に考える姿勢及び指導力等、医療安全管理について十分な知見を有し、医療安全確保のために必要な資質・能力を有する者

※医療安全管理業務とは以下のいずれかの業務をいう。

- ①医療安全管理者、医療機器安全管理責任者の業務
- ②医療安全管理委員会の構成員としての業務
- ③医療安全管理部門における業務
- ④その他上記に準じる業務

3. 病院を管理運営する上で必要な資質及び能力を有する者

当院又は当院以外の病院での組織管理経験等、高度な医療を司る特定機能病院を管理運営する上で必要な資質・能力及び経営改善能力等の資質・能力を有し、病院構成員の意見反映に留意しつつ、医療を取り巻く様々な変化に適切に対応し、中長期的な目標に向かい具体的な構想を示し、強いリーダーシップを持って病院経営にあたり、適正な管理運営ができる者

4. その他以下に掲げる資質及び能力を有する者

本院の理念である「患者・医療人に選ばれる病院を目指して」や病院目標を念頭に入れ、佐賀県域における医療の最後の砦である大学病院としての使命を認識し、高度急性期病院の体制と機能を強化し、超高齢化社会の医療の中核を担うとともに、地域医療及び先端医療への社会の要請に応えられる未来を担う医療人の育成に積極的に取り組むことができる者